

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修等において、必要に応じて適宜職員研修を行い、対応マニュアルを見直したり、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組んだりできるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶ、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、いじめ解決に向けての指導を親身になって行う。また、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

【家庭でのいじめのサイン例】

- | | | |
|---------------|---------------|-----------|
| ◇登校しぶり | ◇感情の起伏の顕著化 | ◇隠し事の発覚 |
| ◇家庭でのお金の紛失 | ◇金遣いが荒くなる | ◇保護者来校の拒絶 |
| ◇衣服の不必要な汚れ | ◇体への傷やいたずらの痕跡 | |
| ◇教師や友だちへの批判増加 | 等 | |

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会委員等とのネットワークを大切に、情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

<校内いじめ防止・対策委員会>

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，当該学年主任，教育相談主任，養護教諭，当該担任

<いじめ防止・対策拡大委員会>

学校職員：校長，教頭，生徒指導主事，当該学年主任，教育相談主任，養護教諭，当該担任
学校職員以外：学校運営協議会委員，学校医，S.C，S.S.W